

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こどもの貧困対策推進本部会議

こどもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野にわたる総合的な取組が必要であることから、市長を本部長とし、市長が指名する関係部局の所属長等である本部員が参画する「こどもの貧困対策推進本部会議」(以下、「推進本部会議」といいます。)を中心に、市長のリーダーシップのもと、全庁的に連携・協力しつつ、一体となって、こどもの貧困の解消に向けて取り組みます。

こども青少年局が調査、企画、連絡調整等の中心的な役割を担い、本部員の属する関係部局において、関係部局相互の調整や各部局におけるこどもの貧困対策の推進と取りまとめを担います。

(2) こども・子育て支援会議

本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子育て当事者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成された「こども・子育て支援会議」(以下、「支援会議」といいます。)に、計画に位置づけた事業・取組の毎年度の実施状況について報告し、評価や意見をいただきながら、今後の計画の推進や施策の展開につなげていきます。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、推進本部会議及び支援会議で、計画に位置づけた施策等の進捗状況について報告し点検を行い、関係部局間の調整と情報の共有化を図ります。

計画において、特に本市のこどもの貧困対策関連事業により効果が見込めるものについては、数値目標を設定し、次回の実態調査においてその達成状況を確認します。

また、こども・若者や子育て当事者の置かれた状況を毎年度把握するための指標を設定し、こどもたちを取り巻く環境がどのように変化しているか確認を行うとともに、こどもの貧困対策関連事業の実施状況を把握し、本市のこどもの貧困対策の取組状況を確認します。各年度の取組状況についてはホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 関係機関との連携

(1) 国・大阪府等との連携

計画の推進にあたっては、国や大阪府等と連携を図っていきます。国においては、こども家庭庁を中心に関係省庁が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって、こどもの貧困対策を推進しています。国の動向を的確に把握するとともに、大阪府や必要に応じて他の市町村とも連携しながら、本市の各施策に反映し、効率的かつ効果的に施策の推進を図ります。

(2) 地域や企業等との連携

こどもの貧困は、社会全体で課題を解決するという認識のもと、行政だけでなく地域や企業、民間団体等と連携・協働を図り、こどもの貧困に対する理解を促進し、ともに支援に取り組んでいきます。